

九州大学大学院農学研究院戦略的レンタルスペース使用規程

平成29年九大規程第143号

制定：平成30年 3月30日

最終改正：令和 3年 4月30日

(令和3年度九大規程第13号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学大学院農学研究院（以下「農学研究院」という。）における戦略的レンタルスペース（以下「施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 施設は、別表のとおりとする。

(使用の範囲)

第3条 施設は、次に掲げる農学研究院の教育研究に関する事業に供するために使用するものとする。

- (1) 国家的・社会的課題に対応した研究
- (2) 急速に発展しうる領域の研究
- (3) 教育・研究開発システムの改革、産学連携の強化、科学技術関係人材の育成等科学技術システムの改革に関する事業
- (4) 科学技術活動の国際化推進に関する事業
- (5) 競争的資金、大型の外部資金による研究
- (6) その他農学研究院の教育研究の向上に資すると認められるもの

(管理責任者)

第4条 施設に管理責任者を置き、農学研究院長をもって充てる。

2 管理責任者は、施設の管理に関する業務を掌理する。

(審議機関)

第5条 施設の運営その他必要な事項は、農学研究院に置く農学研究院研究戦略委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

(使用資格)

第6条 施設を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業（農学研究院の教員がその代表者である者に限る。）を行う者
- (2) 管理責任者が必要と認めた者

(使用の許可)

第7条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ所定の様式により、管理責任者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、当該使用の途中において、前項の規定により許可を受けた内容を変更する必要があるときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出て、その許可を受けなければならない。

3 前2項の許可は、委員会の議を経るものとする。

(使用期間)

第8条 施設の使用期間は、原則1年以内とし、年度単位とする。

- 2 使用期間を延長する場合は、1年ごとに更新し、5年を限度とする。ただし、管理責任者が必要と認めた場合はこの限りではない。
- 3 前項にかかわらず、管理責任者が必要と認めた施設については、5年の範囲内において、使用期間の限度を定めることができる。
- 4 使用者は、使用を許可された期間を超えて使用を希望する場合には、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 5 前項の許可は、委員会の議を経るものとする。

(禁止する実験等)

第9条 使用者は、施設において、次に掲げる実験等を実施することができない。

- (1) 九州大学放射線障害予防規則（平成16年度九大規則第81号）第2条第1号に定める放射性同位元素、同条第2号に定める放射線発生装置又は同条第4号に定めるX線発生装置を使用する実験
- (2) 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）別表第2に定めるP3レベル及びP4レベルの拡散防止措置を必要とする遺伝子組換え実験
- (3) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第1項から第5項までに定める物質を使用する実験
- (4) そのほか管理責任者が、施設の管理上支障があると認めた実験等

(適正使用)

第10条 使用者は、施設の目的に沿って適正に使用しなければならない。

- 2 管理責任者は、使用者がこの規程及び許可条件に違反したとき、又は施設の管理上支障があると認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は中止させるとともに、施設からの退去を命ずるものとする。

(使用料)

第11条 使用者は、許可された施設における使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料の額は、1平方メートル当たり年額10,000円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、管理責任者が農学研究院の教育研究上支援の必要があると認めた場合は、委員会の議を経て、1平方メートル当たり年額5,000円とすることができる。
- 4 前2項について、事業年度の中途において入居し、又は退去する場合の当該年度の使用料の額は、年額を12で除した額に入居月数（許可した日の属する月及び退去する日の属する月を含む。）を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とする。
- 5 管理責任者は、特段の事情があると認める場合は、委員会の議を経て、使用料を免除することができる。

(光熱水料等)

第12条 使用者は、使用を許可された場所において使用した電気料、上水道料、中水道（実験水）料、下水道、ガス料及び電話料（以下「光熱水料等」という。）を負担しなければならない。

2 管理責任者は、特段の事情があると認める場合は、委員会の議を経て、光熱水料等を減額又は免除することができる。

（徴収等）

第13条 使用料及び光熱水料等（以下「使用料等」という。）は、それぞれ所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより、支払わなければならない。

2 一度納付された使用料等は、特段の事情がある場合を除き、返還しない。ただし、天災その他使用者の責めに帰すことができない事由により使用できないときは、この限りではない。

（使用の終了）

第14条 使用者は、施設の使用を終了するとき、又は第10条第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは中止させられ、当該施設からの退去を命ぜられたときは、施設、設備、備品等（以下「設備等」という。）を原状に回復し、管理責任者の確認を経て速やかに退去しなければならない。

（損害賠償）

第15条 使用者は、その責に帰すべき事由により設備等を滅失、破損又は汚損したときには、その損害を賠償しなければならない。

（事務）

第16条 施設の管理運営に関する事務は、農学部等事務部において処理する。

（補則）

第17条 この規程に定めるもののほか、施設の使用等に関し必要な事項は、委員会の議を経て、管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第13号）

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

別表

施設名称：ウエスト5号館

部屋番号	用途	区分	面積 (㎡)
401	学生実験室 (部局共用スペース)	ラボ	62
417	部局共用スペース	セミオフィス	64
426	部局共用スペース	セミオフィス	64
439	部局共用スペース	オフィス	23
440	部局共用スペース	オフィス	23
453	部局共用スペース	オフィス	23
454	部局共用スペース	オフィス	23
501	学生実験室 (部局共用スペース)	ラボ	62
520	部局共用スペース	セミオフィス	64
541	部局共用スペース	セミオフィス	49
542	部局共用スペース	オフィス	23
543	部局共用スペース	オフィス	23
544	部局共用スペース	オフィス	23
601	学生実験室 (部局共用スペース)	ラボ	62
646	部局共用スペース	オフィス	23
647	部局共用スペース	オフィス	23
657	部局共用スペース	オフィス	23
701	学生実験室 (部局共用スペース)	ラボ	62
724	部局共用スペース	セミオフィス	64
740	部局共用スペース	セミオフィス	64
741	部局共用スペース	オフィス	23
742	部局共用スペース	オフィス	23
787	部局共用スペース	オフィス	23
801	学生実験室 (部局共用スペース)	ラボ	62
824	学生実験室 (部局共用スペース)	ラボ	62
825	部局共用スペース	セミオフィス	49
826	部局共用スペース	セミオフィス	70
843	部局共用スペース	セミオフィス	64
844	部局共用スペース	オフィス	23
845	部局共用スペース	オフィス	23
888	部局共用スペース	オフィス	23
889	部局共用スペース	オフィス	23